

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

狭山市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第2期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

当市では、令和4年度に、埼玉県国民健康保険運営方針にある保険税水準の統一をめざしつつ、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響に配慮し、低所得者への影響が大きい応益割（均等割、平等割）の引き上げをできるかぎり抑制することを基本とし税率改定を実施いたしました。

今回の税率改定は、コロナ禍の厳しい状況を踏まえ、中長期的な財政収支の見込が困難なことから、令和4・5年度の2カ年分の歳入不足の解消に重点を置いたものとなっております。今後も新型コロナウイルス感染症や社会情勢等の市民生活への影響を踏まえうえて税率等の見直しを行なってまいります。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

~~一般会計からの~~法定外繰入金につきましては、国・県支出金や交付金及び保険税をもって賄うことができない不足分を一般会計より繰り入れて~~おりますが~~いるもので、国保財政からしますと、本来、国保財政は歳出に見合う国・県支出金や交付金及び国民健康保険税をもって賄うこととされており、財政支援としての一般会計からの法定外繰入金は、決して好ましいことではありません。また、市民の約7.5%以上がは国保以外の社会保険等の他の保険の加入者であることから、多額の法定外繰入金を一般会計から繰り入れすることは、市民全体の税負担の公平性の観点からも懸念が生じているところであることから、法定外繰入金のあり方については今後も保険税率等の見直しの中で検討してまいります。

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税については、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であり、現在、本市においては低所得者層への負担を配慮した応能・応益割合としております。

今後も、応能割と応益割の適切な割合について、保険税の4方式から2方式への賦課方式の移行を含めた保険税率等の見直しの中で検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子育て世帯に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応するための重要事項であると認識し、子どもに係る均等割額の軽減措置の導入について、全国市長会等を通じて、国に要望を続けてきました。こうした中、健康保険法等の改正により令和4年度から未就学児の保険税均等割額の減額措置が導入され、均等割額（7・5・2割軽減該当の場合）については、その減額後の被保険者均等割額）の5割を減額することとなりました。

軽減の拡大につきましては、本市の国民健康保険の財政状況が極めて厳しい状況であることから、現時点では、子どもに係る均等割額の廃止や、本市独自の減免制度の新設については困難であると考えております。

今後も引き続き、全国市長会等を通じて、対象者や減額幅のさらなる拡充について国に要望し、引き続きその動向を注視してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

現在、国民健康保険特別会計は、国保の健全な運営を維持するため、一般会計から多額の法定外繰入れを行っております。一般会計の財政状況も厳しい現状であるため、法定外繰入金を増額することは困難な状況にあります。

また、本来、歳出に見合う国・県支出金や交付金及び国民健康保険税をもって国保財政を賄うこととされており、財政支援としての一般会計からの法定外繰入金は、決して好ましいことではありません。

今後の国民健康保険特別会計の収支状況等を踏まえて繰入れを行ってまいります。法定外繰入金のあり方については保険税率等の見直しの中で検討してまいります。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

短期被保険者証及び資格証明書は、保険税の滞納者に対し、接触の機会を設け、保険税の納付を促すため、原則窓口にて交付しており、被保険者間の税負担と給付の公平性の観点からも必要なものと考えております。

なお、18歳以下の被保険者がいる世帯や、公費負担医療を受けている世帯などについては、短期被保険者証の適用除外として、正規の被保険者証を郵送にて交付しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証及び資格証明書の窓口留置につきましては、滞納者との接触の機会を設けることを目的として行っており、来庁した際には、納税相談を促すとともに手渡しして交付しているものですが、一定期間、窓口来庁がなかった場合は、郵送することにより受診に支障をきたさないよう配慮しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書につきましては、短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めたにもかかわらず、納付や納税相談に応じられない場合に交付しているものであり、資格証明書の交付そのものを目的としたものではなく、保険税の収納率向上対策として実施するもので、納税相談等実施する中で、対応していく必要があると考えております。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保税減免の基準につきましては、令和4年度の税率改定に合わせ1.155倍以下から1.170倍以下に引き上げを行ないました。更なる引き上げについては、国保財政等の状況から今のところ予定はしておりません。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方には国保税を全額免除、世帯主の収入減少が一定の要件で見込まれる世帯の方には国保税の一部を減額しています。国保税の減免措置は、国の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る狭山市国民健康保険税減免の取扱基準を定め、運用しております。

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免につきましては、国民健康保険税の減免と同じく、令和4年度の税率改定に合わせ1.155倍以下から1.170倍以下に引き上げを行ないました。

更なる引き上げについては、国保財政等の状況から今のところ予定はしておりません。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免申請書については、被保険者証の記号番号、氏名、傷病名、疾病の状況等、申請を受け付けるにあたり必要な項目を記入いただく様式となっており、また、添付書類である収入申告書や資産申告書については、収入状況等を生活保護基準と対比するためのものであり、いずれも減免適用の決定にあたり必要なものであるため、改正は予定しておりませんが、申請者に対しては、分かりやすく適切な説明に努めてまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

一部負担金の減免申請書類については、担当の市職員が当該被保険者の状況等を直接確認する必要があり、プライバシーに係ることから、医療機関における取扱いはできないものと考えております。

なお、一部負担金の減免制度については、市公式ホームページやリーフレットにおいて周知を図っております。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

納税相談の際には、生活実態や収支状況等をお伺いし、必要に応じて猶予制度や滞納処分の停止等の納税緩和措置を説明し、適切に対応しております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

給与等の差押えに関しましては、国税徴収法第 7 6 条第 1 項第 4 号に規定する「最低生活費相当額」を担保して、それを超過する金額を差押えており、差押えにあたっては十分に留意しつつ適法に対応しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

一方的な売掛金の差押えにならないよう、納税者個々の生活実態や収支状況等をお伺いし、状況に応じた対応、提案を行う等、適切に対応しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税に限らず、滞納の回収については納税者個々の生活実態や収支状況等お伺いし、状況に応じた対応、提案を行う等、適切に対応しております。

(7) 傷病手当金を支給してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

被用者ではない個人事業主への新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給は、給与所得以外は国の財政支援の対象外となっておりますが、個人事業主向けには「雇用調整助成金」などの支援策が設けられており、傷病手当金とは区分されているものと考えております。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を継続しておりますが、今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国が特例的に費用の全額を財政支援することにより可能となったものであります。

したがって、今後、新型コロナウイルス感染症以外に対象を拡大し、市独自に傷病手当金を支給することについては、財政支援策がないことから、現在の国保特別会計の厳しい財政状況のなかで実施することは困難であると考えております。

(8) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国民健康保険運営協議会は、18名の委員のうち5名を被保険者の代表として市内各地区から選出しており、現在のところ公募制を導入する予定はありません。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国民健康保険運営協議会は、18名の委員のうち5名を被保険者の代表として市内各地区から選出することにより、国民健康保険の運営に関する住民の視点からの意見を反映しており、今後も、より幅広い意見をもとに運営の改善に努めてまいります。

(9) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

現在、特定健診の本人負担は無料であります。
追加で心電図検査を希望される場合は、500円の負担をいただいております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん健診と特定健診の同時受診は可能であります。各種がん健診と特定健診を合わせて申し込んでいただくことで、人間ドックとほぼ同様の充実した検査を受診することができます。

- ③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

2021年度は、ハガキによる受診勧奨を実施し、特定健診受診率は若干増加しましたが、コロナ禍前の水準には至っておりません。今年度は、コロナ禍前まで実施していた電話勧奨を再開し、健診を受ける意義を改めて周知していくとともに、受診機会拡充のため受診期間を1か月延長して1月末までといたしました。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健診等に関わる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」や「狭山市個人情報保護条例」に基づいて取り扱っております。

また、特定健診等に関わる業務を外部に委託する際は、個人情報の厳正な管理や目的外利用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を確認しております。

2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、一部の被保険者にのみ適用されるものであることに加え、当該見直しにより、必要な医療の受診が抑制されることのないよう配慮措置を講じていくことが示されておりますので、負担割合の見直しの影響について、状況を注視してまいります。

- (2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

今回の窓口負担の見直しにより、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにするため、見直しによる影響が大きい外来受診につき、施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような配慮措置が設けられておりますので、現在のところ軽減措置導入については、考えておりません。

- (3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

後期高齢者健康診査や歯科健診など、無料で健康状態を把握することが出来る制度について周知に努めるとともに、受診を促進することで継続的な支援につなげてまいります。

- (4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康長寿事業につきましては、平成30年度より、医師が必要と判断した方について眼底検査を健康診査の項目に加えております。

また、健康教育・健康相談事業について、対象を後期高齢者に限らず実施しているところであります。

- (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

現在、後期高齢者健康診査及び成人歯科健診は無料で受診できるほか、保健センターで実施しているがん検診については低負担で受診できることとなっております。

人間ドックについては、保健センターで実施する肺検診や胃がん検診など、健康診査と併せて受診することで、人間ドックとほぼ同様の検査内容を少ない自己負担で受診することができますが、無料受診導入については現在のところ考えておりません。

3. 地域の医療提供体制について

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

本市では、新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、入院患者のための病床数が確保できない事態が生じたことから、これを踏まえ、今後、再編・縮小等といった状況になっても、現在の病床数の維持ができ、かつ、緊急時に備えた、病床数の確保にも対応できるよう、保健所を通じて、県へ働きかけてまいります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

地域医療の確保、医療体制の維持のためには、医師や看護師など多くの医療スタッフが必要となります。このため、医療スタッフの雇用を継続し、医療体制が維持できる支援等について、保健所を通じて県へ働きかけてまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

- (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の感染状況を的確に見極めながら、組織体制の強化に努めてまいります。

- (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

感染の急拡大により保健所業務がひっ迫することのないよう、機会を捉えて、県に要望してまいります。

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

市として高齢者施設などの社会的検査を実施する予定はありませんが、施設等における新規陽性者数の発生状況に応じて、希望する施設等に対し、抗原検査キットを無償で配付することで感染拡大の抑制を図っております。

- (4) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

無症状者を対象とした無料PCR検査事業は、現在、県において実施していることから、市として改めて実施する予定はありませんが、県の事業を多くの方に知ってもらえるよう、周知を図ってまいります。

- (5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

医師会並びに接種医療機関との連携を十分図りながら、引き続き、ワクチン接種体制の強化に努めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険制度は、その財源として、国・県・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。

また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求める

こととされています。

第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料については、過去の給付実績等を鑑み、前期計画額から若干引き下げを実施いたしました。次期計画時の策定においても、給付の総量を基に向こう3か年のサービスの必要量を勘案し算出をするとともに、介護保険給付費等準備基金の取り崩しなどを行いながら、保険料の改定を進めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

【回答】

2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を14件行いました。2022年度においても保険料の減免を実施してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

本市においては、介護保険料の段階に関わらず、収入の激減、生活困窮、災害等の事情に合わせ、必要な方に対しては、狭山市介護保険条例により介護保険料の減免を実施しております。

また、消費税率の改定に合わせ低所得者への減額賦課について、令和元年10月から保険料段階第1段階から第3段階までの方を対象に保険料の軽減措置が拡大され、本年度におきましても引き続き保険料の軽減を実施してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

- (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用限度額の上限を超えた方に対しては、利用者の負担軽減として高額介護サービス費の給付を行っております。こちらは、利用者の所得状況等に応じ、上限を設定しているものです。

また、住民税非課税世帯の方に対しては、所得の状況に応じて、利用負担額の4分の1から2分の1を助成しております。

- (2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

介護サービスの利用料は、介護保険制度を今後も持続可能なものとして、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力に応じた区分でご負担していただいております。

この度の改正は、さらに在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から見直しをされたものであり、今後の申請状況等をもとに実態の把握に努めてまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

上記の居宅サービスの利用にあたっては、補足給付の対象外となっております。補足給付は、介護保険法等の各法令等に基づき実施されており、厳しい財政状況の中において、新たに市独自で助成制度を設けることは考えておりません。

また、担当ケアマネジャー等とその時の状況に合わせてプランの見直しを行うなど、利用者の希望に沿ったサービスの利用ができるよう努めてまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

当市では、令和2年度から3年度にかけて実施した「さやまの事業者応援金」において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、前年同月比で売上げが20%以上減少した一部の介護事業所に対し、10万円を支給する財政支援を実施いたしました。

経営の悪化を理由に休廃止となった介護事業所はありませんが、今後につきましても、国の交付金の動向を踏まえつつ、必要な取組みを検討してまいります。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

令和3年度においては、国や県の感染症対策として、市内の介護サービス事業所や居宅介護支援事業所に対し、約18万組の手袋の配付を行いました。

さらに、市としても、N95マスク、ペーパータオル、ガウンなどの衛生用品を購入し、同じく市内の介護サービス事業所等に対し、配付を行ったところであります。

なお、現在もクラスターが発生した際には、状況を聞き取り、必要な衛生用品を提供しており

その他、今後においても、感染状況を踏まえながら、必要な支援を実施してまいります。

書式変更：インデント：左 2.5 字、最初の行：0 字

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

入所・通所サービスなどの利用者である65歳以上の高齢者については、これまで、一般の方々に先駆けて接種を進めており、市内に住む65歳以上の高齢者の3回目の接種率は、本年6月24日時点で90.3%となっております。また、4回目の接種についても、60歳以上の方や18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方などを対象に、市内の医療機関において7月7日より順次、進めているところであります。

なお、公費による定期的なPCR検査につきましては、現在は実施しておりませんが、感染状況に応じて介護保険施設等に対し、無償で抗原検査キットを提供しております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

基盤整備については、第8期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、県の補助金を活用する形で、柏原地区において、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設した施設が令和4年5月に開設しております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

将来的な高齢者人口の増加などに対応した日常生活圏域の見直しに従い、現在の柏原・水富圏域を分割し、地域包括支援センターをさらに1か所増設して計8か所とする方針のもと、取組みを進めております。

また、地域包括支援センターに配置している常勤専従の専門3職種の職員が、ケアプランの作成業務ばかりに追われることのないように、今般の条例改正により、非常勤の介護支援専門員の配置を認めるなど、実情に応じた職員配置を可能としたものであり、これを踏まえ、地域包括支援センターの職員体制の充実を図ってまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護福祉従事者が職場に定着し、安心して働き続けるようにするためには、雇用管理の改善等が重要であるため、介護事業主に対する介護福祉従事者の雇用管理の改善に関する支援をはじめ、介護福祉従事者の能力の開発及び向上に関する支援、さらには処遇改善加算の取得につながる就業規則や賃金規程の作成等の相談・援助なども行っている公益財団法人「介護労働安定センター」（所管：厚生労働省）を適宜案内してまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

現在、当市では、ケアを必要とする家族の状況に応じて、

ヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービス、障害福祉サービスの活用を促しており、家族のケアにより学業の遅れがある児童・生徒に対しては、アスポートなどの学習支援を行っております。

また、本年7月に市内の小学生（4年生以上）と中学生、及び市内在住の公立高校の生徒を対象に、ヤングケアラーに係るアンケート調査を実施したところであり、その結果を踏まえ、個々のケースに応じた支援につないでまいります。

書式変更：インデント：左 0.35 字

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金は、保険者である市町村が、高齢者の自立支援・重度化防止等のための取組みを実施することが重要であることに鑑み、その取組みがより推進されるよう、財政的インセンティブとして創設されたものであります。

国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築する旨の方向性を示していることから、本市においても、介護予防に関する取組みとともに、地域で支えあう仕組みづくりの構築を進めてまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護給付費国庫負担金については、保険給付費の23%が一律に交付されるほか、調整交付金が全国平均で5%交付されており、高齢者人口や高齢者の所得の状態等により交付率が5%に満たない場合は、不足分を第1号被保険者保険料で負担することとなっております。

この点において、要介護認定者が増加し、保険給付費が年々増加していくなか、第1号被保険者の負担も増大している点を鑑み、保険給付費の28%相当分を国庫負担金として一律に交付し、調整交付金を別枠とすることなど、国への働きかけをしております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】

障害者福祉事業所、在宅障害者・家族が、アルコール消毒、マスクなど衛生用品の確保が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症対策室と連携し必要な用品の提供を行っております。

- (2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

昨年度末より、県ではPCR検査を希望する障害者施設に対し、無料で職員向けのPCR検査を行っております。

また、入院できる体制確保に関しては、保健所に働きかけを行ってまいります。

- (3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障害者施設は、令和3年度の障害福祉サービスの報酬改定などにより、サービス内容に応じた報酬を受けられるようにするなどの職員の処遇改善加算や、更にコロナ禍での補助制度等もあることから、引き続き周知を図ってまいります。

- (4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策室と連携しワクチンの優先接種を進めております。

また、障害者支援施設を利用している方々のワクチン接種は、施設での接種が行えるよう調整してまいります。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況は、「①相談支援②緊急時の受入れ③地域の体制づくり」を整備いたしました。

今後は、体験の機会・場の提供について検討を進めてまいります。

また、医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援については、関係機関の連携を目的に協議の場を用意してまいります。

- (2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備に関しての市独自補助は検討しておりません。

ニーズ調査を行い、市内社会福祉法人など民間法人による施設整備を進めてまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

自立支援協議会への当事者部会の設置検討、障害者団体や障害者施設からのヒアリングにより当事者の声が反映される事業を進めてまいります。

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】

第5次障害者福祉プランで障害福祉サービスの令和3年から5年度の必要量と確保方策を定めるとともに定期的なニーズ調査を実施し、必要な社会資源の拡充を進めております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

重層的支援体制整備事業を推進し、多分野に渡る支援を進めるとともに、地域生活支援拠点による緊急時対応ができるよう体制整備を進めてまいります。

- (3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】

単発的な障害者福祉サービスの給付により対応する等の、帰省時におけるサービス提供等ができるよう支援を進めてまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

年齢制限や所得制限の撤廃については検討しておりません。
なお、一部負担金は導入しておりません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

令和4年10月診療分から県内医療機関において、現物給付を実施する予定となっています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

制度の対象については、埼玉県の心身障害者医療費支給事業の対象に準じており、精神保健福祉手帳2級所持者、急性期の精神科への入院など対象拡大については、県の動向を注視し検討してまいります。

- (4) 行政として、二次障害(※)について理解し、単なる加齢による重度化とは分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】

自立支援協議会を代表とする様々な協議の場の中で、相談機関と医療機関の連携を推進するとともに、医療機関への啓発を行ってまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当市では、既に実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和3年度は、県負担分が2,000,000円であり、市の負担額は

6,996,050円であります。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用時間、利用目的については、利用者の必要に応じ柔軟に対応しております。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

障害福祉サービスの補完をすることを目的に実施しており、負担の公平性を念頭に置き、利用料軽減策については、埼玉県の動向を踏まえ検討してまいります。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県に対して補助増額や低所得者が利用できるよう要望してまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

ハンディキャブ運行事業など他移動支援事業との兼ね合いからタクシー券等の配布枚数の増数は検討しておりません。

利便性を図るための100円券については、他市の実施状況も踏まえ検討してまいります。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

一般の交通機関の利用が困難な、身体障害者手帳（1・2級及び3級の肢体不自由）、

書式変更：インデント：左 2.85 字, 最初の行：
0.5 字

療育手帳（㊤、A）の所持者にタクシー券か燃料券を選択していただき交付しております。

タクシー券については、介助者の同乗も認めており、燃料券については、生計を一にする家族及び介護人の運転も認めています。

また、所得制限は設けておらず、75歳以上の方には、等級に関わりなく対象としております。

なお、精神保健福祉手帳所持者については、制度の趣旨から勘案し対象としておりません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

今後も近隣市と情報交換を行い、事業についての共通認識を図るとともに県補助について要望してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】

当市では、高齢者や障害のある方、介護等が必要な方（以下「要支援者」という。）などに対応するため、市内の社会福祉施設等と協定を結び、15か所の福祉避難所を指定しており、災害が発生し、一次避難所では生活することが困難な要支援者等が避難生活を送ることができるように、福祉避難所を開設することとしております。

災害対策基本法が令和3年に改正（「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）：5月10日公布、5月20日施行）されたこと等を受け、福祉部局と連携を図り、指定福祉避難所の指定を促進してまいります。また、指定福祉避難所の受け入れ対象者を事前に調整して、人的物的体制の整備を図るため、個別避難計画の作成に努めてまいります。

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿への登載対象者は、75歳以上の高齢者のみの世帯の方や同居する家族がいても自力で避難することが難しい介護保険法による要介護状態区分要介護1以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象としております。

また、そのほかにも市や地域支援者等が認める自力で避難することが困難な方や、難病患

者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など避難行動に不安がある方で自ら名簿への登載を希望する方を対象としており、家族がいても避難支援が必要な場合には名簿に登載することができます。

バリアフリーの確認については、避難行動要支援者名簿に登載された要支援者への支援を適切かつスムーズに行えるよう地域支援者等においてあらかじめ避難経路を確認していただくようにしており、現地災害対策本部においては、指定避難所等のバリアフリーを確認しております。

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】

当市では、埼玉県が令和2年5月に公表した「荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」（入間川）及び「荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」（不老川）をもとに狭山市水害ハザードマップ作成し、大雨による土砂災害警戒区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、内水浸水実績箇所等の周知を進めているところです。また、避難行動の判断基準や避難行動判定フロー、避難所等一覧等を掲載、災害時に役立つものとなっています。

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

当市では、高齢者や障害のある方、介護等が必要な方（以下「要支援者」という。）などに対応するため、市内の社会福祉施設等と協定を結び、15か所の福祉避難所を指定しており、災害が発生し、一次避難所では生活することが困難な要支援者等が避難生活を送ることができるように、福祉避難所を開設することとしております。

福祉避難所は災害発生時に必要に応じて開設される「二次避難所」で、一次避難所となる指定避難所とは異なり、災害発生後すぐに開設されるものではありませんが、福祉部局と連携を図り、必要に応じて速やかに開設し、要支援者等を収容できるよう努めてまいります。

ま

指定避難所とは異なり、災害発生後すぐに開設されるものではありませんが、福祉部局と連

携を図り、必要に応じて速やかに開設し、要支援者等を収容できるよう努めてまいります。

ま

た、個別避難計画を作成するうえで、要配慮者が日頃から利用している施設への直接避難を促

進してまいります。

- (5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

狭山市地域防災計画に定めるところにより、在宅避難者に対しても、救援物資が届くように食料や救援物資の配給や情報提供等の支援を行うこととしております。

指定避難所以外で避難生活を送る方に対する物資配布については、自宅等へ個別配布することが難しいことから、指定避難所で物資を配布することを想定しております。

- (6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害対策基本法第49条の11第3項の定めるところにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができることから、避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、避難行動要支援者名簿を提供してまいります。

- (7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

当市では、市域に甚大な災害が発生、または発生するおそれが予測される場合で必要と認められた場合に災害対策本部を設置し、各部署が連携し、台風や大雨、集中豪雨による洪水、地震などの自然災害に対策を講じることとしております。自然災害と感染症対策については、各部署が連携し、災害対策本部が一体となって取り組んでまいります。

また、狭山市地域防災計画に基づき、保健所と協力し災害対応にあたることとしており、保健所の機能を最大限に活用するため、保健所とのさらなる連携強化に努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和4年4月1日時点での待機児童数は12人です。

なお、滞在的待機児童数は76人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

定員の弾力化（受け入れ児童の増員）による認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所の受け入れ児童数は、令和4年4月1日時点の合計で114人となり、年齢別内訳は、0歳児6人、1歳児19人、2歳児24人、3歳児26人、4歳児22人、5歳児17人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童の解消を図るため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画期間内に民間の保育施設を毎年1施設整備していく予定です。

令和3年度には東三ツ木地内に認可保育所1園を整備し、令和4年4月に開園しました。

また、現在、広瀬地内に認可保育所1園を整備しているところであり、令和5年4月に開園を予定しております。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

特別な支援が必要な児童については、令和2年度から障害者手帳や診断書による確認ができず、県の補助金要綱で定める要件に当てはまらない児童を対象に、「保育士の加配が必要な児童に関する基準」を定め市単独で補助し、受け入れ体制の整備を図っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現段階においては、認可外保育施設から認可施設に移行を希望する事業者がないことから、施設整備事業費を増額する予定はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

少人数保育につきましては、新型コロナウイルス感染症を感染させないため、リスクの軽減や少人数によるきめ細やかな対応ができるなどのメリットは認識しておりますが、まずは、待機児童の解消に取り組むとともに、今後は定員の弾力化に頼らない適正な利用人数による

運営に努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

処遇改善に取り組む民間保育所等に対し、正規職員1人につき、月額16,000円の雇用費や障害児の受け入れをする民間保育所等に対し、1人当たり11,300円から39,000円の補助金を交付しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

給食食材料費（副食費）については、生活保護世帯や年収約360万円未満相当の世帯の全ての子ども、また、全所得階層の第3子以降についても国の制度の中で免除となりますので、無償化に伴う軽減措置は考えておりませんが、今後、食材料費の高騰により給食食材の調達に困難な状況が見込まれることから、高騰分については子育て世帯の負担増にならないよう保育施設等に対し補助金を交付します。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公的責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

保育の質の均衡を図り、安心安全な保育を実施するため、児童福祉法に基づく年1回の書面調査を実施するとともに、国の認可外保育施設指導監査監督基準に係る評価基準及び市の認可外施設指導基準に基づく年1回の立ち入り調査を毎年実施しております。

なお、昨年度はコロナ禍のため、立ち入り調査を一部書面調査に変更し実施しました。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

保護者の状況を的確に捉え、必要な保育の提供に努めてまいります。

なお、保育所の入所審査につきましては、育児休業からの復職に配慮した審査を行うなど、格差が生じないための支援を行っております。

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

待機児童の解消につきましては、令和 4 年度に入間野小学童保育室の増築工事を行い、令和 5 年度から定員を増やすことで、入間野小学童保育室の待機児童は解消される見込みです。今後も学校の空き教室を活用する等、学童保育室の整備を行い、待機児童の解消に努めます。

また、学童保育の適正規模につきましては、1 人当たりの面積基準 1.65 m²の基準は満たしておりますが、今後も児童が生活しやすく、保護者も安心して子どもを預けられるよう改修してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 43 市町（63 市町村中 68.3%）、「キャリアアップ事業」で 30 市町（同 47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

学童保育指導員の処遇につきましては、毎年改善を図ってきておりますが、令和 3 年度は、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を活用し、令和 4 年 2 月より賃金等に関しましては大幅な改善を図ったところであります。

また、当市では、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては活用しております。

今後も引続き支援員の処遇改善に努めてまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、

常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

現在、当市では公立公営地域にある民営の学童保育室に対し、支援員及び補助員の賃金を含む運営費全般を補助しております。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

当市の医療費の県内現物給付の対象年齢につきましては、利用者の利便性を鑑み、市内現物給付と同じ15歳年度末に引き上げて実施することとなっております。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

対象年齢を18歳年度末まで拡大することにつきましては、実施に向けて検討を行っているところであります。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

当該制度における埼玉県の補助基準が就学前までの児童となっておりますので、当市といたしましては、予算確保並びに現行制度の安定的な維持という観点から、毎年度あらゆる機会を捉えて対象年齢の拡大について継続的に県へ要望をしております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護制度の周知につきましては、生活保護の「しおり」を常時、窓口の目につくところに設置するとともに、狭山市公式ホームページにも掲載し、相談者等に分かりやすくしております。

また、生活困窮者自立支援事業者などの関係機関と連携し、生活保護の周知など、丁寧な対応を心がけております。

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

扶養照会につきましては、生活保護申請の受理後に本人の同意を確認した上で適切に対応しております。

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

ケースワーク業務は、生活保護受給者とケースワーカーの信頼関係を築き、相談しやすい環境を構築することにより、その方にあった支援を行うことを最優先と考えているため、研修などを通じて、ケースワーク業務のスキルアップに努めており、外部委託の予定はありません。

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

「生活保護決定・変更通知書」につきましては、各扶助の支給額が分かるように通知書を

作成し発送しております。また、保護利用者に対し、定期的に行っている家庭訪問の際に、保護費の変更の内容説明を行っております。

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

現在、当市のケースワーカー数は標準数を満たしております。

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】

緊急的に生活の場所の確保が必要な方や、すぐに入居できるアパート等を探すことが困難な方に対して、本人の了解を得た上で案内しており、個々の事情を勘案し、適切に対応しております。

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業の委託先である社会福祉協議会及びその他関係機関と連携して、生活困窮者自立支援事業を利用できる方が埋もれることがないよう周知を図っております。今後も生活困窮者の状況を把握し、生活保護をはじめ適切な支援とつなげてまいります。

以上